社会総がかりで教育再生を

~ 学校、家庭、地域、企業、団体、メディア、行政が一体となって、 全ての子供のために公教育を再生する~

- 第三次報告 -

平成19年12月25日

教育再生会議

社会総がかりで教育再生を(第三次報告)

~ 学校、家庭、地域、企業、団体、メディア、行政が一体となって、 全ての子供のために公教育を再生する~

はじめに

基本的な考え方

- 社会総がかりで、「自立して生きる力」と「共に生きる心」を育むー

教育再生会議は、ここに第三次報告をとりまとめました。

子供たちは一人ひとりかけがえのない存在です。それと同時に様々な人の支えなくして生きていけません。教育に求められることは、子供たち一人ひとりの能力を伸ばし、将来に夢や希望をもって、社会を自立して生きる力を育てるとともに、他者に対する思いやりや優しさを持ち、人、社会、自然と共に生きる心を育むことです。このことは如何なる時代にも変わらぬ本質であり、「自立と共生」は、教育再生の重要な方向性と考えます。

また、教育再生により全ての子供たちに基礎学力と規範意識を身につける機会を保障し、格差を固定させないことは極めて重要です。そのような基盤があってこそ、子供たちが「自立と共生」の大切さを理解し、個の確立と他との絆やつながりの形成が可能となります。

そのためには、立場を問わず大人たちの果たすべき責務が極めて大きいことは言うまでもありません。 教育再生には、学校のみならず、家庭、地域、企業、団体、行政、メディアなどあらゆる立場の人々が「教育の当事者」であることを自覚し、社会総がかりで愛情を持って取り組むことを、改めて強く訴えたいと思います。教育再生会議も、その一員として取り組む決意です。

第三次報告の重点 - 現場が切磋琢磨し、全ての子供の立場に立った教育再生を

第三次報告では、「6 - 3 - 3 - 4」制の弾力化や「年齢主義(履修主義)」の見直し、英語教育の抜本的な改革、「学校選択制と児童生徒数を勘案した予算配分による学校改善システム」、子供、若者、家庭への総合的な支援など、これまでの報告においては十分取り上げることができなかった事項について新たに提言を行うとともに、学力向上、徳育、体育、大学・大学院改革、学校や教育委員会の責任体制など、既にこれまでの報告で示した方向性を更に具体化するための方策を示しています。

教育再生の原点は、「事なかれ主義」や「悪平等」と批判される状況を排し、真に保護者、子供に信頼される公教育の確立にあります。そのためにはまず、誰が何をすべきか、責任の所在を明らかにしたうえで、責任ある運営を行いうる体制を確立し、情報公開と客観的評価により説明責任を果たす仕組みの構築が不可欠です。そして、教育現場の自立的な切磋琢磨を促し、頑張った学校、教員を応援する一方、教育の全体的底上げを図り、質を高めていくことが大切です。

また、「画一主義」、「横並び主義」に陥ることなく、子供たち一人ひとりの立場に立った教育を展開するため、現場や地域の自主性、創意工夫を尊重することを重視しています。その際、国は教育格差を生まないよう最低基準をしっかりと示し、保護者や子供たちが安心できるようにその確実な実施を徹底するとともに、現場の自主的な取組を積極的に支援する役割を果たすことが肝要だと考えます。

このような改革を通じて、子供たち、若者が明日に希望をもち、保護者、国民の皆さんが安心して子育てや次世代の育成にあたることのできる、「希望と安心」の教育を実現することができると確信します。

社会総がかりで教育再生を(第三次報告 総論)

~ 学校、家庭、地域、企業、団体、メディア、行政が一体となって、 全ての子供のために公教育を再生する~

7つの柱

- 1.学力の向上に徹底的に取り組む
- ~ 未来を切り拓く学力の育成~
- (1)全国学力調査、PISA調査の結果を徹底的に検証し、学力向上に取り組む 調査結果の検証に基づき、学力改善プランに取り組む 調査結果の分析を、学習指導要領の改訂、教科書の充実等に活かす 理科教育強化のため、教科書の改革、小学校専科教員の配置を進める
- (2)「6-3-3-4制」を弾力化する

子供の発達に合った教育のため、小中一貫教育を推進し、制度化を検討する 年齢主義(履修主義)を見直し、飛び級を検討する 大学への飛び入学、高大連携を促進する

(3)英語教育を抜本的に改革する、今の時代に求められる教育を充実させる

小学校から英語教育に取り組み、ネイティブを常勤講師に採用する、現場の進んだ 取組を行いやすくする

環境教育、「ものづくり」教育などの充実を図る

(4)「**大学発教育支援コンソーシアム」の推進により新しい教育モデルを創出し、実証する** 大学と教育委員会等のネットワークにより大学の英知を教育の改善に活かす

2. 徳育と体育で、健全な子供を育てる

- ~子供たちに感動を与える教育を~
- (1)徳育を「教科」とし、感動を与える教科書を作る

徳育を「新たな枠組み」により教科化し、年間を通じて計画的に指導する 偉人伝、古典、物語、芸術・文化などを活用し感動を与える多様な教科書を作る 新しい教育基本法の下で、社会総がかりで、徳育の充実に取り組む

- (2)**運動・食育・生活習慣が一体となった体力向上とスポーツの振興を図る** 体育専科教員や学校給食を通じた食育により体力向上を図り、スポーツ庁などによりスポーツを振興する
- (3)体験活動により子供の心と体を育てる

小学校での自然体験活動、中学校での社会体験活動、高等学校での奉仕活動を推 進する

3.大学・大学院の抜本的な改革

- ~世界トップレベルの大学・大学院を作る~
- (1)大学・大学院教育の充実と、成績評価の厳格化により、卒業者の質を担保する

大学は教養教育を重視し、産業界等との連携を深め、社会人としての基礎的能力を 備えた卒業生を送り出す

大学院は、質の高い学生のみを入学させ、定員充足に拘らない 大学全入時代の大学入試の在り方を検討する

(2)国立大学法人は、学部の壁を破り、学長リーダーシップによる徹底したマネジメント改革を自ら進める

国立大学の学長選挙を廃止するなど学長選考会議による学長の選出、学長による学部長人事の掌握、学部の壁を越えた効率的な教育指導体制の構築を各大学が進める

(3)「国際化」「地域再生」に貢献する大学を目指す

国立大学・学部の再編統合、定員の縮減に取り組む

(4)大学・大学院を適正に評価するとともに、高等教育への投資を充実させる

国際競争力、地域の自立を高めるため、厳正な評価に基づき、必要な分野に重点的に投資する

4 . 学校の責任体制の確立

- ~ 頑張る校長、教員を徹底的に応援する ~
- (1)学校のマネジメント改革を行い、校長がリーダーシップを発揮できるようにする

校長の同一校在職期間を延長する、校長の責任と権限を拡大し、副校長、主幹教諭を管理職とする

管理職登用を厳格に行い、組合との不正常な関係を正し、人事の公正化を図る 教育委員会は、校長が管理権を行使できない不正常な地域、学校を是正する

(2)子供の教育に専念できるよう教員を応援する

一律4%の教職調整額の見直し、部活動手当の充実など、メリハリある給与体系で 頑張っている教員をしっかり処遇する

学校を計画的に耐震化する

5. 現場の自主性を活かすシステムの構築

- ~情報を公開し、現場の切磋琢磨を促し、努力する学校に報いる~
- (1) 学校の情報を公開し、保護者、地域の評価、参加により、学校の質を向上する 学校の情報公開、学校の第三者評価のガイドラインの作成、学校支援地域本部の 設置を進める

教育委員会は活動内容の透明度を高め、その責務を確実に遂行する

(2)適正な競争原理の導入により、学校の質を高める

バウチャー的な考え方を取り入れた「学校選択制と児童生徒数を勘案した予算配分による学校改善システム」をモデル事業として実施する

(3)**多様な分野の優れた社会人等から教員を大量に採用し、学校を活性化させる** 特別非常勤講師、特別免許状を活用し、採用者の2割以上を目標に、普通免許がな 〈ても教員に採用する

(4)教員養成を抜本的に改革する

教員養成大学・学部の教育など、教員養成の在り方を抜本的に見直す

(5)学校の適正配置を進め、教育効果を高める

教育効果を高めるため、国は、望ましい学校規模を提示し、スクールバスなど統廃 合を推進する市町村を支援する

6.社会総がかりでの子供、若者、家庭への支援

- ~ 青少年を健全に育成する仕組みと環境を~
- (1)子供、若者、家庭に対し、教育、福祉、警察、労働、法務等の連携システムを作り、総合的に支援する

地域での関係機関窓口の一元化を推進し、国レベルでの体制整備や、必要な法的措置を検討する

- (2)**有害情報から子供を守るため、全ての子供の携帯電話にフィルタリングを設定する** フィルタリング利用を義務付ける法的規制導入を進める
- (3) **幼児教育を充実する、子育て家庭、親の学びを地域で支援する** 幼児期からの規律ある生活習慣や情操教育を重視する、将来的な幼児教育の無償 化を検討する

7 . 教育再生の着実な実行

(1)動き出す教育再生

教育は国家百年の大計。効率化、メリハリ付けしつつ、しっかりした投資を行う

(2)教育再生の実効性の担保、フォローアップ

提言事項のうち制度改革がかかわるもの

小中一貫校の制度化・飛び級・大学への飛び入学(学校教育法等)[p.6~7]

学校給食を通した食育の充実(学校給食法)[p.9]

スポーツ振興策・国の責務の明確化(スポーツ振興法等)[p.9]

国立大学の再編統合(国立大学法人法)[p.11]

主幹教諭の配置の充実(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律)[p.12]

メリハリある教員給与体系(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与 等に関する特別措置法等)[p.13]

教育、福祉、警察、労働、法務等の連携システムを作り、子供、若者支援を総合的に進める法的措置 [p.16]

青少年健全育成のための基本的法的枠組み 〔p.16〕

携帯電話へのフィルタリング義務付けの法的規制 〔p.16〕

各 論

1.学力の向上に徹底的に取り組む

~ 未来を切り拓く学力の育成~

- (1)全国学力調査、PISA調査の結果を徹底的に検証し、学力向上に取り組む
 - 調査結果の検証に基づき、学力改善プランに取り組む
 - ・学校は、それぞれの調査結果を検証し、保護者に、自校の学力・学習状況、改善計画等を 説明し、直ちに改善に取り組む。
 - ・都道府県・市町村教育委員会は、調査の結果を検証し、改善プランを策定し、公表する。
 - ・国は、対策チームを設け、特に課題を抱える都道府県を重点的に支援し、各学校が3学期から改善プランに具体的に着手できるようにする。

調査結果の分析を、学習指導要領の改訂、教科書の充実等に活かす

- ・国は、次のような取組を進める。
 - 調査結果の分析を更に進め、学習指導要領の改訂、教科書の充実、教育条件の整備等に 迅速、的確に活かす。算数・数学、理科等の授業時数の増加など直ちに取り組めるもの については、移行措置などにより直ちに取り組む。学校現場での優れた取組が学力向上 に結びついている事例を具体的に公表する。
 - 各学校、地域のより先行した取組を尊重し、歯止め規定は設けないなど学習指導要領を 弾力化する。
 - 各都道府県に呼びかけ、「全国教育再生会議」を開催し、学力向上や生活習慣改善の取組の情報交換の場を設けるなど、率先して学力向上に取り組む。
- ・家庭では、生活習慣と学力との相関関係が見られることを踏まえ、早寝・早起き・朝ごは ん、テレビやゲームの時間制限などに積極的に取り組む。

理科教育強化のため、教科書の改革、小学校専科教員の配置を進める

- ・国は、PISA調査の結果も踏まえ、理科教育強化のため、理科の教育内容と教科書の抜本的改革、小学校高学年の理科専科教員の配置などを進める。
- ・大学や関係学会において、大学レベルの教育内容を反映した高校での高度な内容の理科教 材の開発を進める。

(2)「6-3-3-4制」を弾力化する

子供の発達に合った教育のため、小中一貫教育を推進し、制度化を検討する

- ・文部科学省の研究開発学校、構造改革特区等で行われている、6 3 制や小中のカリキュラム編成の特例について、より簡単に一般の学校でも取り組めるように制度を見直す。 小中一貫校の制度化についても検討する。この場合、小中一貫校と他の学校との間でスムーズに転校、進学ができるよう配慮する。
- ・幼小連携をはじめ、小中、中高、高大の間の接続や連携の仕方、区切りのない一貫教育 など、柔軟な取組を可能にする。

年齢主義(履修主義)を見直し、飛び級を検討する

- ・一定期間学習すれば進級、卒業できるという年齢主義(履修主義)に重きを置きすぎている現状を見直し、特定の教科について上の学年で学べるよう、取扱いを弾力化する。また、特に優れた資質を有する子供が、学年を超えて学ぶこと(いわゆる飛び級)ができるような制度の弾力化について、対象の子供の範囲、年齢段階などを含め検討する。
- ・学習内容を確実に修得して卒業できるよう、習熟度別指導や補習などの補充的指導を積極的に行う。なお、学力定着のための留年については、義務教育段階では、本人の希望 や保護者の同意がある場合などに活用する。
- ・個々の子供の認知と学習スタイルの多様性に応じた指導を推進する。

大学への飛び入学、高大連携を促進する

- ・現在、大学への飛び入学がなぜ進んでいないのかを速やかに検証し、受入れ大学に課されている指導体制の制約など制度の弾力化を含め、飛び入学促進の具体的な措置を講じる。
- ・高校生が大学等の講義を受けて、入学前に単位を修得できる機会の拡大や大学入試選抜 における一定の考慮などの取組を拡大する。

(3)英語教育を抜本的に改革する、今の時代に求められる教育を充実させる

小学校から英語教育に取り組み、ネイティブを常勤講師に採用する、現場の進んだ取組を行いやすくする

- ・小学校英語に関して、国は、研究開発学校等の弾力化により、以下のような各地域でのより進んだ多様な取組を行いやすくする。
 - 1・2年の特別活動、3・4年の総合的な学習の時間を利用して英語教育を実施すること
 - 小学校5・6年で、週2時間以上英語教育を実施すること、中学校の英語教育の内容を 一部取り入れること
 - 小中一貫の全学年で教科としての英語を実施すること など
- ・ネイティブの講師の積極的な活用を図る。小学校への英語教育の導入を契機に、中学校、 高等学校の英語教育の在り方についても、ヒアリング、音読等のコミュニケーション能力 の強化を軸に抜本的改革を行う。
- ・日本語での対話・意思疎通能力の育成も進める。

環境教育、「ものづくり」教育などの充実を図る

- ・教育基本法の改正などを踏まえ、主体的に社会の形成に参画する態度を養う教育や国民としての権利・義務に関する教育、環境教育、宗教に関する一般的な教養の教育などの充実を図る。国は、充実した副教材の作成を支援する。
- ・専門高校の魅力を高める学校作りなど、職業教育を積極的に支援する。
- ・小・中学校段階で、例えば「ものづくり」体験や、大学、高等専門学校、専門学校、専門 高校などにおける地域産業や経済界と連携した「ものづくり」教育をはじめ、産業、職業 への理解を図る。その際、あらゆることを学校で教えるのではなく、学校外での実践も重 視する。

(4)「大学発教育支援コンソーシアム」の推進により新しい教育モデルを創出し、実証する 大学と教育委員会等のネットワークにより大学の英知を教育の改善に活かす

- ・先端知や社会変化を反映した新たな教育内容と、それを教えられる多様性と専門性を備えた教員集団の構築を目的として、総合大学、教育委員会等が中心となり、学術関係団体、NPO、企業等が協力するネットワークとして、「大学発教育支援コンソーシアム」構想()を推進し、有効性を実証する。
 - () コンソーシアム:連合体、連携組織のことを言う。
- ・具体的には、 教材・カリキュラムに関する研究、 それらを教えるための教員研修、 社会人等を対象とした短期の免許取得コース提供のための教員養成を、相互に連携させつ つ行う。
- ・その際、教育の現場における実践を蓄積したシンクタンク機能を構築するとともに、IT の利用、企業の参画、国による支援を図る。また、教育方法等に関して、既存の教育学の 枠にとどまらない幅広い知見の活用に留意する。

2. 徳育と体育で、健全な子供を育てる

~ 子供たちに感動を与える教育を~

(1)徳育を「教科」()とし、感動を与える教科書を作る

徳育を「新たな枠組み」により教科化し、授業内容、教材を充実し、授業時間を確保して、 年間を通じて計画的に指導する

偉人伝、古典、物語、芸術・文化などを活用し感動を与える多様な教科書を作る

- ・徳育においては、小学校から中学校までの子供の発達段階を踏まえ、それぞれの時期にふさわしい内容で、挨拶や礼儀、善悪の判断、思いやりの心、基本的な社会道徳、責任感、自尊感情、社会への貢献などの指導を行う。
- ・教材は、徳育にふさわしい、ふるさと、日本、世界の偉人伝や古典、物語などを通じ、他者や自然を尊ぶこと、芸術・文化・スポーツ活動を通じた感動などに十分配慮したバランスのとれた、子供たちに感動を与える多様な教科書・教材を作成する。
- ・美しい心の伝統を語り継ぐことを重視し、言葉や文学による徳育を推進する。
- () 徳育を教科化するが、点数での評価はせず、専門の免許も設けない。小学校、中学校とも学級担任が担当する。

新しい教育基本法の下で、社会総がかりで、徳育の充実に取り組む

- ・学校のみならず、家庭、地域など社会総がかりで、徳育の充実を図る。
- ・国は、脳科学、社会科学等の科学的知見と教育の関係について基礎的研究を更に深めるとともに、その知見をもとに、発達段階に応じた徳育体系の在り方や、効果的な教育手法について整理し、学校教育に活用することを検討する。

(2)運動・食育・生活習慣が一体となった体力向上とスポーツの振興を図る

体育専科教員や学校給食を通じた食育により体力向上を図り、スポーツ庁などによりスポーツを振興する

- ・国、教育委員会は、小学校の体育専科教員の増員を図り、毎年小・中学生の体力調査を実施し、結果に応じた「体力向上プラン」を学校が策定するなど、体力向上に組織的、継続的に取り組む。その際、運動、食育、生活習慣が一体となった取組を行う。特に、食への感謝の念や学校給食を通した地域文化の理解、郷土への愛着、日本の食文化の継承などを含め、食育を充実する。
- ・礼節を尊ぶ心や相手を思いやる心、フェアプレーの精神やチームワークの大切さを学ぶことなど、スポーツや武道を通じた徳育の涵養にも配慮する。子供たちに夢を与えるトップアスリートの育成を図る。学校だけでなく、スポーツ関係団体との連携、体育施設の夜間開放、オリンピックの招致活動の活用や、ボーイスカウト、ガールスカウト等の活動との連携などを含めたスポーツ振興も重視する。
- ・スポーツを振興するため、例えばスポーツ庁など一元的な行政組織の在り方の検討を行う。 スポーツ振興は国の責務でもあることを法的に明確にする。

(3)体験活動により子供の心と体を育てる

小学校での自然体験活動、中学校での社会体験活動、高等学校での奉仕活動を推進する

- ・国は様々な体験活動の取組例を示し、学校・教育委員会は地域の実情に応じた取組を推進する。教育委員会は、学校支援地域本部の設置、充実や関係団体との調整組織を整備する など、学校が体験活動を行いやすい仕組みを作る。
- ・学校、教育委員会は、あらかじめ生徒に、環境教育の視点など体験活動の趣旨を十分理解 させて、主体的に体験活動に取り組めるようにする。

3.大学・大学院の抜本的な改革

~世界トップレベルの大学・大学院を作る~

(1)大学・大学院教育の充実と、成績評価の厳格化により、卒業者の質を担保する

大学は教養教育を重視し、産業界等との連携を深め、社会人としての基礎的能力を備えた卒業生を送り出す

大学院は、質の高い学生のみを入学させ、定員充足に拘らない

- ・我が国が、成長力を高め、国際競争に打ち勝っていくためには、教育においても、世界トップレベルの大学・大学院を作ることが必要であり、「学生の立場に立った」教育組織としての抜本的な改革が必要である。
- ・学部教育については、専攻分野に拘わらず、教養教育を重視する。社会人として求められる汎用的な基礎能力の修得を図るため、学生参加型授業や課題解決型授業などを推進する。このため、国は、GP()等を活用して各大学が切磋琢磨する環境作りを行う。また、効果的な教育プログラムの分析や、汎用的な基礎能力の到達度を測る仕組みの構築を促す。

- () GP(Good Practice): 各大学が自らの大学教育に工夫を凝らした優れた取組で他の大学でも参考となるようなものを公募により選定する国の事業。
- ・大学は、卒業認定の厳格化と単位・進級の厳格化(GPA制度()の導入など)を図る。 また、学術関係団体や民間機関による学力検定の実施等の仕組みを作り、大学卒業程度 の学力や能力の保証に資するようにする。
 - () GPA(Grade Point Average)制度:授業科目ごとの成績評価を、例えば5段階(A、B、C、D、E)で評価し、それぞれに対して、4・3・2・1・0のようにグレード・ポイントを付与し、この単位当たりの平均を出して、その一定水準を卒業等の要件とする制度。
- ・大学院は、質の高い学生のみを入学させ、定員を充足することに拘らない。一定の水準 を満たす短期大学の専攻科及び高等専門学校の専攻科の卒業生に大学院入学資格を与え ることを拡大する。
- ・大学の4月入学原則を撤廃する学校教育法施行規則の改正が行われたことを踏まえ、9月 入学を更に促進する。
- ・人材育成に関する大学と産業界の連携・協力等のための会議 (「産学人材育成パートナーシップ」) の活用や学術関係団体との連携等により、大学は、社会の要請に合った質の高い卒業生を送り出す。また、社会人教育・生涯教育としての機能の強化や、大学・大学院教育の充実のため、民間や公的研究機関の資源の活用も図る。
- ・大学における英語教育を大幅に改善するとともに、外国人教員の採用も進め、英語による授業の大幅増加を目指す。(当面、全授業の30%は英語での授業を目指す)
- ・イノベーションを創出し国際競争を勝ち抜くためにも、教育研究施設・設備を整備する。

大学全入時代の大学入試の在り方を検討する

- ・大学入試については、大学全入時代を踏まえた入学者の質の確保、高等学校以下の教育 に与える影響を勘案し、国や大学をはじめとする関係者でその在り方を検討していく。
- ・大学入試センター試験の成績の複数年度利用を更に弾力化するなど資格試験的な取扱いを 進め、各大学の自主性に応じた活用がなされるよう国において検討する。
- ・国公立大学の入試日分散・複数合格や、文理区分の在り方について、各国公立大学や関係 団体において検討する。
- ・高校での卒業認定の厳格化など高校での学力担保の取組が重要である。将来的な課題として、高卒段階での学力テストの実施を含め学力担保の方策について、国において検討する。
- ・現行の高等学校卒業程度認定試験の合格者を「高卒(高卒程度認定試験合格)」とする。 また、同試験の受験科目の弾力化について検討する。

を自ら進める

国立大学法人の徹底したマネジメント改革

- ~ 学長によるトップマネジメントの担保~
- ・大学の運営の両輪は、大学運営に最終的な責任と権限を有する学長による一元的全学マネジメントと、学問原理に基づく各学部のマネジメントであり、その適切な調和が、国立大学法人に求められる大学マネジメントの基本である。

- ・国立大学においては、法人化を踏まえ、ボトムアップ型の運営手法にのみ依存することなく、全学マネジメントの観点を明確に示しながら、日本にふさわしい国立大学法人のマネジメント改革に、大学自らが早急に取り組むことが求められている。
- ・このため、大学運営の最終的な責任者である学長が、明確な理念、ビジョンの下に、全学マネジメントを行うことができるよう、各大学で学長、学部長、教授会等に関する役割分担を明確化する。このため、次のような各大学の取組を推進する。
 - 学長選挙を廃止するなど、学長選考会議による学長の選出(招聘、公募による登用も含む)の徹底
 - 学長による、学部長人事の掌握
 - カリキュラム編成や予算執行に関する役割分担の明確化

国立大学における学部の壁を越えた柔軟で効率的な教育指導体制の構築のため、総合大学においては、例えば、次のような各大学の取組を推進する

既存の学部自治による学部の壁を打破し、幅広い教養教育と専門基礎教育を可能とする 学部の再編

複数の学部で同じことを別々の教員が教えるという非効率を排し、既存の学部組織を横断した柔軟な教員組織の再構築

(3)「国際化」「地域再生」に貢献する大学を目指す

国立大学・学部の再編統合、定員の縮減に取り組む

- ・国立大学は、大学や学部の再編統合、18歳人口減少を踏まえた学部入学定員の縮減に自主的に取り組み、真に「国際化」「地域再生」に貢献する「知」の拠点として、教育、研究の質を高める。
- ・公立大学や私立大学についても、「国際化」「地域再生」に貢献する大学として、自主的な 判断により、同様の取組を進める。

(4)大学・大学院を適正に評価するとともに高等教育への投資を充実させる

国際競争力、地域の自立を高めるため、厳正な評価に基づき、必要な分野に重点的に投資する

- ・ 先進国と比較しても、我が国の大学への公財政の支援は少ない。人的資源しかない我が国が、今後国際競争力を維持し発展を続けていくためには、高等教育に対する投資を先進国並に充実させていくことが必要不可欠である。上記のような抜本的な大学・大学院改革を推進するとともに、基盤的経費(国立大学法人運営費交付金、私大経常費補助金)を充実させる必要がある。
- ・大学教育の抜本的な改革を推進するため、必要な施策については、出来る限り効率化を図りつつ、適正な評価に基づき、真に実効性ある分野への「選択と集中」により必要な予算を確保する。基盤的経費については、確実に措置する。

各大学の努力と成果をふまえた高等教育予算とするため、基盤的経費と競争的資金の適切な組合せと、一律的配分から評価に基づくより効率的な資金配分へのシフトを図りつつ、必要な教育財政基盤を確保する。基盤的経費についての現在の取扱いについては、しかるべき時期に見直す必要がある。

- ・次期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の配分については、各大学の厳格な評価に基づいた配分が不可欠である。一律的な配分は行うべきではない。研究面、教育面、地域の人材育成への貢献、企業や地域社会との連携、大学改革への取組状況などの客観的な根拠資料、データ(他大学との相対的な比較が可能なデータを含む)をもとに客観的かつ公平な評価に基づいた配分を実現する必要がある。これらを通じ、各大学の機能分化を促進する。また、国立大学は、入試情報、財務状況や、産業界や地方自治体との連携・協力の状況など大学に関する様々な情報を公開し、透明性の向上に努めるべきである。
- ・世界トップレベルの大学・大学院を創出するためには、長期的視野に立った高等教育への 投資プランを作成していく必要がある。今後、絶え間なく大学・大学院改革を推進しつつ、 例えば、今後20年を見通したあるべき高等教育の姿を描きながら、先進国並の高等教育 への投資を社会全体で検討していく必要がある。その際、公財政支出の充実に努めつつも、 公財政投資のみに頼るのでなく大学自らの自助努力を促進すべきであり、民間からの教育 投資を促進するため、民間企業や個人等からの寄附金、共同研究費等に係る優遇税制の充 実・強化等についても検討していく必要がある。

4. 学校の責任体制の確立

~ 頑張る校長、教員を徹底的に応援する~

(1)学校のマネジメント改革を行い、校長がリーダーシップを発揮できるようにする 校長の同一校在職期間を延長する、校長の責任と権限を拡大し、副校長、主幹教諭を管理職 とする

- ・教育委員会は、以下のような取組を進める。
 - 若手教職員や社会人から優秀な人材を積極的に校長に抜擢する。
 - 校長が学校運営に力を発揮できるよう、在職期間を最低でも5年とするなど長期化する。 不適格な校長には、学校評価などを踏まえ、降任など厳格に対応する。
 - 校長裁量経費の措置、教員の公募制やFA(フリーエージェント制)など、予算、人事面での校長の裁量を拡大する。これらの予算、人事の措置状況を学校ごとに情報公開する。
 - 副校長、主幹教諭を管理職として位置付け、配置し、学校の責任ある管理運営体制を確立する。管理職の登用を厳格に行い、教員本人の希望と承諾に基づく人事慣行や不適切な勤務形態を改めるなど、組合との不正常な関係を正し、人事の公正化を図る。
- ・国は、校長の権限強化の促進のためのモデル事業を実施する。

教育委員会、校長が管理権を行使できない不正常な地域、学校を是正する

・教育委員会や校長が管理権を十分に発揮できない実態、例えば、学習指導要領から逸脱したり偏向した授業、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育などが見られる地域、学校では、教育委員会は、そのような状況を保護者、住民に公表し、速やかに不正常な状態の是正を図る。

(2)子供の教育に専念できるよう教員を応援する

ITの導入、事務の共同処理等により、現場の無駄を廃し、事務体制の効率化を図る

- ・国、地方自治体は、教員の事務負担の軽減・効率化のため、教員一人1台のパソコン、校内LANの整備など教育現場のIT化、各種調査や提出書類の簡素化・軽減、校内会議の削減・合理化、事務の外部委託、地域の人材の協力などを進める。
- ・国庫負担事務職員の配置場所の弾力化などにより、学校事務の共同実施組織を整備して、 学校現場の事務的仕事を極力減らし、教員が子供の教育に専念できる体制をつくる。

「学校問題解決支援チーム」を全教育委員会で設置する

- ・子供や保護者との関係などで学校だけでは対応困難な問題に迅速・的確に対処するため、「学校問題解決支援チーム」()の設置を進め、教員が子供の教育に専念できるようにする。小規模市町村等については、都道府県教育委員会が設置するチームが対応することも含め、今後5年間で全ての都道府県・市町村教育委員会での設置を目指す。
 - ()例えば、指導主事、法務教官、大学教員、弁護士、臨床心理士・精神科医、福祉司、警察官(OB)等の専門家から構成する。
- 一律4%の教職調整額の見直し、部活動手当の充実など、メリハリある給与体系で頑張っている教員をしっかり処遇する
- ・教職調整額について、教員の勤務実態に合わせ支給率に差を付けるなど見直す。部活動手 当を大幅に引き上げるなど手当も見直す。

学校を計画的に耐震化する

・学校の耐震化を、 P F I 事業の活用も含め、計画的に進め、安心・安全な学校作りを目指 す。

5. 現場の自主性を活かすシステムの構築

- ~情報を公開し、現場の切磋琢磨を促し、努力する学校に報いる~
- (1)学校の情報を公開し、保護者、地域の評価、参加により、学校の質を向上する 学校の情報公開を進める
 - ・学校の情報公開が第三者評価の基本である。全ての学校、市町村・都道府県の教育委員会は、授業参観、学校行事、学校評議員制度や学校運営協議会などあらゆる機会を通じて、学校の指導方針や取組、児童生徒の状況、学校や教員の現状と課題等について、個人情報に配慮しながら、情報提供を行い、保護者や地域への説明責任を果たす。

学校の第三者評価のガイドラインを作成する

- ・国は、学校の第三者評価についてのガイドラインを示す。
- ・各地域では、国が示すガイドラインを参考に、学校の設置者である市町村、都道府県の 判断により、外部の有識者、専門家、住民等からなる評価委員会を設け、学校の第三者評価を行う。
- ・この学校評価の結果については、教育委員会は、各学校にフィードバックするとともに、 成果のあがっていない学校に対する支援を行うなど、学校の主体的な改善活動をサポート する。
- ・小規模な市町村など、市町村単独で評価委員会を設けることが困難な場合には、都道府県レベルで評価委員会を設けることも検討する。
- ・学校評価に当たっては、「教育を行った結果、児童生徒にどのような成果があったか」を 測るための成果指標を用いること、知・徳・体のバランスのとれた指標を用いること、児 童生徒や保護者の満足度も指標に加えること、可能な限り数値化し自校の状況を把握しや すくすることなどに留意する。
- ・第三者評価の実施に当たっては、過度に学校の事務負担が増えないよう留意する。

学校支援地域本部を設置する

・国、教育委員会は、PTA、卒業生、地域ボランティアの人々などが補充学習、部活動、 施設管理など学校運営を支援する「学校支援地域本部」が全国の学校で整えられるよう支援する。その際には、地域の企業の協力も積極的に求める。

教育委員会は活動内容の透明度を高め、その責務を確実に遂行する

- ・教育委員会は、地域の教育に責任を負う機関として、その役割を十分認識し、透明度を高め、機能をしっかり果たし、説明責任を尽くす。
- ・各教育委員会は、教育委員会の会議や活動内容の公開を徹底するとともに、教育に熱意と 識見を有する人材を教育委員、教育長に登用し資質の向上に取り組む。
- ・小規模市町村では、教育委員会の共同設置など広域化に積極的に取り組む。
- ・国(又は関係機関・団体)は、教育委員会評価の参考となる指標(チェックリスト)の提示、優良な取組例の周知などを行うことにより、各自治体における行政評価や議会、住民による評価を促す。また、国は、「公教育費マップ」を作成、公表し、都道府県、市町村の教育への取組を国民に分かりやすく提供する。

教育委員会評価の指標の例は、別添参照。

公教育費マップの例は、別添参照。

|(2)適正な競争原理の導入により、学校の質を高める|

バウチャー的な考え方を取り入れた「学校選択制と児童生徒数を勘案した予算配分による学校改善システム」をモデル事業として実施する

基本的な考え方

- ・画一的な教育や悪平等の弊害を改め、各学校現場が授業や課外活動での創意工夫と情報 公開を進め、児童生徒、保護者が主体的に学校を選べるようにする。
- ・学校選択制を通じ、児童生徒が多く集まり、保護者の信頼の厚い学校に、予算配分を増 やすこと(ここで言う「バウチャー的な考え方」)により、学校、教職員のインセンティ ブが働くようにする。
- ・教育格差が生じないよう、ナショナルミニマムとしての教育水準の確保に留意する。

具体的方策

各教育委員会の独自の判断で、地域の実情に留意の上、「学校選択制と児童生徒数を勘案した予算配分による学校改善システム」を実施するため、国は、例えば次のようなモデル事業を、学校の情報公開、校長の権限拡大とセットで実施する。

その際、各教育委員会は、既に行われている学校選択制の実施状況や成果等を、モデル事業に生かす。

- ・モデル事業に応募する教育委員会は、公立学校の学校選択制を実施する。
- ・各自治体が負担している公立学校の運営費を、各学校の児童生徒数に応じて配分する。 (その際、各学校の特色ある取組への支援、生徒指導や児童生徒への特別支援に対する 配慮など、必要な調整を行う。)
- ・学校評価、その結果の公表などにより、学校を保護者や地域に開かれたものにする。 学校評価に当たっては、保護者や児童生徒の意見を反映させる。
- ・人事や予算に関する校長の裁量をできるだけ拡大するなど、校長の権限を強化する。

上記のモデル地区では、以下のような取組も取り入れる。

・最低限の教育水準の確保ができていないと評価された学校に対しては、教育委員会の責任で、校長、教員の異動などの改善措置を講じる。

低所得家庭等の子供の学校選択を拡大するための取組

各都道府県、市町村における奨学金や就園奨励費事業において、低所得家庭の子供が私立学校、幼稚園に通う際の負担軽減の拡充に取り組む。フリースクール等に通う不登校の子供への支援の在り方についても検討する。

(3) 多様な分野の優れた社会人等から教員を大量に採用し、学校を活性化させる

特別非常勤講師、特別免許状を活用し、採用者の2割以上を目標とするなど、普通免許状がなくても社会人、大学院修了者等を教員に積極的に採用する

- ・教育委員会や学校は、教育内容の充実に向け、現役、OBを含む社会人等の外部人材に協力を求める事項を明確にし、一定の費用負担を含め、こうした人材を積極的に受け入れる仕組みを構築する。企業もこれに積極的に協力する。
- ・体育、芸術など人材を得にくい地域においては、これらの教員を教育委員会に配置し、複数の学校に派遣する。

(4)教員養成を抜本的に改革する

教員養成大学・学部の教育など、教員養成の在り方を抜本的に見直す

- ・現在の教職課程のカリキュラムの見直し、教員養成大学・学部の教員への学校現場での実 践豊かな教員の登用など、教員養成の在り方を抜本的に見直す。
- ・また、教員養成大学・学部以外の学生にも教員への門戸を更に拡大するため、教職課程の 在り方について根本的に見直す。
- ・将来的な課題として、教員の一定の質を担保するため、教員免許を国家資格とすることや、 特別免許状の活用を促すため、特別免許状を国が出すことについても検討する。

(5)学校の適正配置を進め、教育効果を高める

教育効果を高めるため、国は、望ましい学校規模を示す

・学校の適正配置については、それぞれの地域が実情に応じて判断することが基本であるが、 国として、教育効果等の観点から、望ましい学校規模を示す。

国は、統廃合を推進する市町村を支援する

- ・学校を統廃合した場合における通学の安全確保のためのスクールバス等整備への支援
- ・廃校となった校舎の自然体験活動施設等としての活用への支援
- ・学校を統廃合した場合の教員定数の激変緩和、施設整備面等での支援

6. 社会総がかりでの子供、若者、家庭への支援

~ 青少年を健全に育成する仕組みと環境を~

(1)子供、若者、家庭に対し、教育、福祉、警察、労働、法務等の連携システムを作り、総合的に支援する

地域での関係機関窓口の一元化を推進し、国レベルでの体制整備や、必要な法的措置を検討 する

- ・地域における子供、若者が抱える困難な状況の打開や社会不適応などの様々な問題のサポートのため、教育委員会、警察、児童相談所など、子育てから就労支援に至る関係機関のネットワークの強化や、各自治体で、関係機関が連携した一元的な支援窓口を整備する取組(ワンストップサービス化)を推進する。国レベルでも、自治体の取組を支援する一元的窓口を設けることも検討する。また、このような施策推進のための子供、若者支援を総合的に進める法的措置についても検討する。
- ・国、地方自治体、関係機関が、国民的広がりを持って青少年の健全育成への取組を進められるよう、必要な施策を総合的に推進するための基本的な法的枠組みについても検討する。

(2) 有害情報から子供を守るため、全ての子供の携帯電話にフィルタリングを設定する フィルタリング利用を義務付ける法的規制導入を進める

- ・学校における携帯電話の使用制限等の措置(携帯電話の授業中の使用禁止の徹底や学校への持込禁止など)を積極的に推進する。
- ・子供が使用する携帯電話に必ずフィルタリングを設定するよう、携帯電話へのフィルタリング義務付けの法的規制の導入を進める。

- ・俗悪番組が子供に与える悪影響の大きさに鑑み、メディアやスポンサー企業の自制を強く 促す。
- ・保護者は、子供がインターネットの有害サイトを見ないよう、フィルタリングの設定を徹底する。

(3) 幼児教育を充実する、子育て家庭、親の学びを地域で支援する

幼児期からの規律ある生活習慣や情操教育を重視する、将来的な幼児教育の無償化を検討する

- ・幼児期からの規律ある生活習慣の確立や情操教育を重視し、脳科学や社会科学などの科学 的知見も活用し、子供の発達段階に応じた体系的な幼児教育カリキュラムを開発するため の専門的検討を国において推進する。
- ・将来的な「幼児教育の無償化」について、具体的な検討を進める。「5歳児から」「2人目から」など段階的な導入も視野に入れる。
- ・当面、認定こども園の設置促進、保護者の経済的負担の軽減、延長保育の充実などを進める。また、保護者が延長保育に頼らなくてもいい社会環境の整備を目指す。将来的な「幼保一元化」についても、検討を進める。
- ・乳幼児を持つ若い親やこれから親になろうとする人の「親の学び」を支援し、推進するため、 幼稚園、保育所、認定こども園等の相談機能の充実や日常的な保護者の交流の場の 提供

「おやじの会」「良い子を育てる親の会」「祖父母の会」などの組織化の推進 保護者が子供の教科書を読む活動や、子供、家庭、教員が連絡を取りながら生活習 慣を身に付けさせる活動(例えば「お手伝い手帳」)の推奨

中学校や高校の家庭科などにおける命を大切にする教育や子供の養育に関する教育、 体験活動の充実

を図る。

・子供が小さい間は家族が夕食を囲むことができる「ノー残業デー」や、授業参観や学校行事に保護者が参加できる「学校行事休暇」などを設ける企業を、国や自治体が支援するなど、子育て世代の育児を支援するための環境づくり(ワーク・ライフ・バランス)を推進する。

7. 教育再生の着実な実行

(1)動き出す教育再生

教育再生のためには、提言だけで終わるのではなく、国、地方自治体、学校、そして、家庭、地域社会、企業の皆様が、社会総がかりで、具体的に実践することが重要です。

教育再生会議でも、教育の現場を実際に訪問し、「動き出す教育再生プロジェクト」として、既に動き出 している現場での様々な取組についてホームページを通じて発信する取組を行ってきたところです。

教育再生会議のこれまでの提言については、例えば次のように実行されてきています。

第一次報告の提言とその実行

| 主な提言 | とられた対応 |
|----------------------|---|
| ・学校の責任体制 | ・先の通常国会における、教育三法(学校教育 |
| ・教育委員会改革 | 法、地方教育行政の組織及び運営に関する法 |
| ・教員の質の向上 ・いじめ問題対応 | 律、教育職員免許法の改正)の成立 |
| | ・暴力など反社会的行動を取る子供に対する毅 然とした指導に関し昭和20年代の通知の見直し |

第一次報告の提言とその実行

| お二人和日の近日ここの关门 | |
|---|--|
| 主な提言 | とられた対応 |
| ・ゆとり教育見直しの具体策 ・徳育、体験活動、親の学びと子育てなど心と体 の調和の取れた人間形成 ・大学・大学院の改革 ・教育財政の在り方 | ・学習指導要領の改訂の検討 ・9月入学の促進のため、学校教育法施行規則の改正により、大学の4月入学原則の撤廃・「経済財政改革の基本方針2007」(骨太の方針)、平成20年度予算案への反映 |

また、昨年、60年ぶりに改正された教育基本法を受け、現在、政府では、教育振興基本計画の策定に向けての検討が行われていますが、これまでの教育再生会議の提言を踏まえるとともに、5年後、10年後に目指す教育の姿を明確に示し、具体的で実効性のある計画が策定されることが重要です。

教育は国家百年の大計。効率化、メリハリ付けしつつ、しっかりした投資を行う

教育は国家百年の大計です。知・徳・体の充実と良きバランスのある教育環境が整備され、健やかな子供が育まれることは国民の願いです。さらに、世界的な「知」の大競争時代にあって、今、教育に投資しなければ、日本は、この大競争から取り残されてしまう恐れがあります。

効率化を徹底しながら、メリハリを付けて教育再生に真に必要な予算について財源を確保し、投資を行うことが必要です。

また、地域経済の疲弊や家庭の教育力、養育力の低下による教育格差も指摘されています。国は、職業的、社会的に、若者が自立できるよう、全ての子供、若者に確実に充実した教育を提供しなければなりません。このためにも、全ての子供、若者への投資が重要です。

(2)教育再生の実効性の担保、フォローアップ

教育再生会議では、今後、第一次報告から第三次報告までの提言を踏まえ、国民の皆様に分かりやすい形で、最終報告をとりまとめたいと考えています。

教育再生会議が行ってきた提言の具体的な実現が図られるよう、実効性の担保やフォローアップの 在り方についても検討したいと考えています。